

ERRATA

2020年9月に発行した「日本の博物館のこれからⅡ-博物館の在り方と博物館法を考える-」におきまして、浜田弘明担当の報告書112ページの部分について、筆者の説明不足により誤読を招く恐れのある表記がありました。以下のように追加し訂正させていただきます。また、注23の一部にも訂正があります。

[掲載原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった(注23)。現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった。また、大学院での学芸員養成についても検討されたが、論議は途中で終わってしまっている。2009年の第二次報告書(注24)の中では、学部教育を優先して進めるということになったが、それでも、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

[修正原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった。審議中に出されたこの記事によれば、現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった(注23)。しかし、その後の最終報告においては、「博物館に関する科目」の単位履修者に対し「学芸員基礎資格」を付与し、さらに、博物館現場で一定期間(1年以上)の実務経験を経たものが、登録博物館の学芸員になることが出来るようにする必要があるとされた。大学院での学芸員養成論議については結論を得ず、2009年の第二次報告書(注24)の中では、学部教育を基本に進め、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

[注23の訂正] 誤：朝日新聞2006年6月28日付朝刊→正：朝日新聞2006年11月28日付朝刊